

サポートユアビジネス事業実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県産業振興センターが行う、サポートユアビジネス事業を円滑かつ適正に運営するため、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 助成金は、中小企業者等が行う創造的な技術や製品等の研究開発並びに栃木県が実施する事業可能性評価事業で一定の評価を受けた者が行う販路開拓等への取組みに対して助成することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(分 野)

第3条 対象となる分野は、とちぎ新事業創出事業環境整備構想計画に位置づけられた重点6分野（情報通信、環境、航空宇宙、医療福祉、バイオテクノロジー、住宅）、及びとちぎ産業振興プログラム等において特に振興を図る分野として位置づけられたものを原則とする。但し、その他の産業分野において、公益財団法人栃木県産業振興センター理事長（以下「理事長」という。）が特に認めたものはこの限りでない。

(適用範囲)

第4条 助成対象者、助成対象事業、助成対象経費、助成期間、助成限度額、助成率は別記のとおりとする。

2 他の公的な補助金等の助成対象となっている事業については、本助成事業の対象としないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 研究開発事業の助成金の交付を受けようとする者は、サポートユアビジネス事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、理事長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 研究開発費用予算書（様式第3号）
- (3) 大学等と共同研究を行うことを証する書面（大学等に納付する費用を計上する場合）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 販路開拓事業及びビジネスプラン支援事業の助成金の交付を受けようとする者は、サポートユアビジネス事業助成金交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて理事長に提出するものとする。

(審査及び交付決定)

第6条 研究開発事業の交付対象者は、サポートユアビジネス事業審査委員会（以下「委員会」という。）の審査結果を受けて理事長が決定するものとする。

- 2 委員会の組織及び運営並びに審査手順については、別に定めるものとする。
- 3 委員会には、対象となる企業等の代表者の出席を求めることができるものとする。
- 4 販路開拓事業及びビジネスプラン支援事業の助成金の交付対象者は、理事長が前条第2項の申請書を審査し、適正と認めた場合決定する。

- 5 理事長は、助成金交付の可否を決定したときは、サポートユアビジネス事業助成金交付決定通知書（様式第5号）又はサポートユアビジネス事業助成金交付否決通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第7条 理事長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が助成事業に関して、助成決定の内容の変更または助成事業者として理事長が不相当と認めたときは、助成金の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項により交付決定を取り消したときは、速やかに当該助成事業者に通知するものとする。

（事情の変更）

第8条 助成事業者は、申請どおり事業を遂行できなくなった場合は、速やかにその旨を理事長に申し出なければならない。

- 2 理事長は、前項の申し出を受けたときは事情を調査し、所定の措置を講ずるものとする。

（状況報告）

第9条 理事長は、必要に応じ助成事業者に対し、研究開発の遂行状況について報告を求めることができる。

（助成金の交付）

第10条 助成金は精算払いとする。

- 2 理事長は、助成事業者に実績報告書（様式第7号）を提出させ、その内容を検査するものとする。
- 3 理事長は、前項の検査完了後、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第8号）により助成事業者に通知するものとする。
- 4 理事長は、前項の通知を受けた助成事業者から助成金交付請求書（様式第9号）の提出を受け、助成金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 助成事業者は、別表1に定める開発研究用減価償却資産の耐用年数を経過する以前に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、取得価格又は効用の増加した財産であって、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円を超える設備を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）により、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 助成事業者は、実験や試験のために製作した試作品・装置等を、解体・廃棄その他処分をした場合は、試作品等処分報告書（様式第11号）により、理事長に報告するものとする。

(証拠書類等の保管)

第12条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類等を、実績報告を提出した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(助成事業終了後の報告等)

第13条 助成事業者は、助成事業の終了後2年間、毎事業年度終了後20日以内に当該助成事業に係る過去1年間の状況等について、事業化状況報告書(様式第12号)により理事長に報告しなければならない。

2 助成事業者は、交付申請書に記載した目標の達成状況等、理事長が行う調査等に対し協力しなければならない。

(雑則)

第14条 この要領に定めのない事項は、その都度、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月25日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月31日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月12日から適用する。

別記（第4条関係）

I 研究開発事業

1 助成対象者

- (1) 高度技術産学連携地域を含む5市4町（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町）内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ中小企業基本法第2条に規定する中小企業者。
- (2) 栃木県内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、上記1（1）の5市4町に所在する大学等と共同研究を行う者。
- (3) その他理事長が特に必要と認めた者。

2 助成対象事業

対象分野における、創造的な技術及び製品の研究開発、技術の高度化及び高付加価値化を図る研究開発、地域資源を活用した研究開発、ソフトウェアの研究開発、その他理事長が特に必要と認めたものとする。

3 助成対象経費

区 分	内 容
調査費	・ 特許調査、文献調査等に要する経費
設計費	・ 試作品及び試作用機械等の設計、システム等の委託に要する経費
試験・実験費	・ 試験、実験及びデータの分析、解析等の委託に要する経費（機械の使用料・テスト費用）
測定費	・ 測定の委託に要する経費
工具・機材・備品費 （自社で試験、実験するための）	・ 試作用機械の購入に要する経費 ・ 機械装置等の製作に必要な部品、工具・器具・試作用機材・備品の購入に要する経費（ポンプ、測定器等）
原材料費	・ 研究開発に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
外注費	・ 研究開発に必要な原材料の再加工及びプログラム作成等を外注する経費
専門家等の技術指導に要する経費	・ 技術指導を受けた者への納付金等の経費
大学等に納付する費用	・ 大学等と共同研究を実施する場合の納付金の経費

※消費税及び地方消費税は助成対象外

4 助成期間、助成限度額、助成率

助成期間	交付決定から当該年度の末日まで
助成限度額	150万円以内
助成率	1/2以内

II 販路開拓事業

1 助成対象者（下記2つのいずれの要件も満たすこと）

（1）当該年度において、サポートユアビジネス事業の研究開発事業の交付決定を受けて事業を実施している者、又はサポートユアビジネス事業の研究開発事業の実績がある者。

（2）サポートユアビジネス事業により研究開発した製品・技術を活用したビジネスプランについて、栃木県が実施する事業可能性評価事業でA以上の評価を受けた者。

2 助成対象事業

全国的な規模の展示会等への出展に要する経費の助成。

※助成対象は、1社につき同一年度内で1回、1つの展示会に限る。

3 助成対象経費

区 分	内 容
販路開拓事業費	展示会の小間料、装飾料

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

4 助成回数、助成限度額、助成率

助成期間	交付決定から当該年度の末日まで
助成限度額	30万円以内
助成率	定額

Ⅲ ビジネスプラン支援事業

1 助成対象者（下記2つのいずれの要件も満たすこと）

（1）当該年度において、サポートユアビジネス事業の研究開発事業の交付決定を受けて事業を実施している者、又はサポートユアビジネス事業の研究開発事業の実績がある者。

（2）サポートユアビジネス事業により研究開発した製品・技術を活用したビジネスプランについて、栃木県が実施する事業可能性評価事業でA以上の評価を受けた者。

2 助成対象事業

シンクタンク等による市場調査を利用する際に要する経費の一部の助成。

3 助成対象経費

区 分	内 容
市場調査費	シンクタンク等の市場調査費

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

4 助成回数、助成限度額、助成率

助成期間	交付決定から当該年度の末日まで
助成限度額	10万円以内
助成率	定額